定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して全部取得条項付普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年十一月二十八日です。

平成二十四年十一月七日

東京都中央区銀座三丁目一五番一〇号

株式会社はなまる

代表取締役　成瀬　哲也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月二十二日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十一月七日

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号小田急第一生命ビル六階

サンダインアジア・ジャパン株式会社

代表取締役　ダリル・ジェイ・レイミー

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十一月七日

京都市中京区夷川通堺町西入る絹屋町一二九番地

宮崎木材工業株式会社

代表取締役　宮崎　紀子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十一月七日

兵庫県姫路市延末二九五番地

丸魚水産株式会社

代表取締役　鎌谷　一磨

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十一月七日

広島市佐伯区五日市町大字上河内七七七番地一

杉谷商事株式会社

代表取締役　櫻井　文晶

限定承認公告

本籍東京都杉並区高円寺南三丁目二六番、最後の住所愛知県一宮市本町四丁目三番九号リーデンススクエア一宮一八〇三号

被相続人　亡　関　恒明

右被相続人は平成二十四年九月五日死亡し、その相続人は平成二十四年十月十九日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

東京都港区南青山三丁目四番四番カサビアンカ四〇一号室

相続財産管理人関千明

右代理人弁護士　清水　聡

限定承認公告

本籍京都府京都市左京区下鴨蓼倉町一六番地、最後の住所京都府京都市左京区下鴨蓼倉町一六番地の二三　被相続人　亡　竹中　敏子

右被相続人は平成二十四年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年十月二十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

京都府京都市左京区下鴨松ノ木町一一番地の三一

相続財産管理人　竹中　温子

限定承認公告

本籍広島県尾道市向島町九二六一番地一、最後の住所兵庫県明石市硯町三丁目五番二―九〇七号

被相続人　亡　高原　孝佳

右被相続人は平成二十四年八月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年十月二十五日神戸家庭裁判所明石支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル一一階

相続財産管理人高原妹

代理人弁護士　藤井　義継

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十四年十一月二十二日予定の取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費又は特定資産の売却により生じた余裕金（以下併せて「現金余裕金」という。）相当額を当社の資産流動化計画（以下「本計画」という。）に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少を行うための要件については、当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が後記四の計算方法により優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

当社の事業年度ごと及び特定資産を売却した場合に、実務上可能な限度において遅滞なく行う。

四、減少する各優先資本金の額又はその計算方法

優先資本金の額の減少額は、適用ある法令等において認められる優先資本金の額の減少額の上限額（以下「減資可能額」という。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）とする。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資とする。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める買入総口数と同じ数とする。）とする。

七、消却の方法

優先出資一口につき金五万円での買入消却とする。

当社が各優先出資社員から買い入れる優先出資の口数（以下「個別買入口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点で当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数に占める割合に応じて取締役が合理的に決定する口数とする。但し、全ての優先出資社員及び当社の間で別途合意した場合には、かかる合意に従うものとする。

また、全ての優先出資社員の個別買入口数を合計した数（以下「買入総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

買入総口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資とする。

平成二十四年十一月七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

アクアシティインベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

訂正公告

平成二十四年十一月一日掲載の左記会社に係る吸収分割公告中、(乙)の最終貸借対照表の開示状況の後に「右決算公告に係る訂正公告を平成二十四年十一月六日付官報三十一頁に掲載しております。」を追加して訂正します。

平成二十四年十一月七日

埼玉県幸手市上吉羽二一〇〇番地二〇

(甲)株式会社清水精工所

代表取締役　清水　良祐

埼玉県幸手市北三丁目七番二三号

(乙)株式会社清水精工所

代表取締役　清水　庸吉

正　誤

平成二十四年十一月五日及び同月六日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

財務大臣臨時代理

国務大臣　前原　誠司

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年十月十六日目次欄中（原稿誤り）				
二二	一	終りから一	認可	認定

平成七年三月八日法務省告示第六十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

三ページ三段一三行目から一四行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月七日付第二四二号六　四ページ●同日付政府調達第二二三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）